

入札監理小委員会における審議結果報告

「令和 7 年度第五次循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び

令和 8 年版「循環型社会白書」作成支援等業務」

環境省の令和 7 年度第五次循環型社会形成推進基本計画に係るフォローアップ及び令和 8 年版「循環型社会白書」作成支援等業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

（1）事業の概要

○ 事業概要

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下、「循環基本法」という。）に基づき、循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という。）が定められており、概ね 5 年ごとに、環境基本計画を基本として策定される。令和 6 年 8 月には、第五次循環基本計画が策定された。

同計画において中央環境審議会は、同計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされている。また、循環基本法第 14 条において、毎年、年次報告の作成を定めているため、報告書として「環境・循環型社会・生物多様性白書」の循環部分（以下、「循環白書」という。）を作成し、国会に提出している。

上記を踏まえ、本業務においては、第五次循環基本計画の進捗状況の評価・点検の支援、及び年次報告の作成支援等のための調査、検討等を行うことを目的とする。

○ 事業期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間

（2）選定の経緯

1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められることから、公共サービス改革基本方針（令和 5 年 7 月 4 日閣議決定）において選定された。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

● 仕様書の明確化

- 「更新方法は過去報告書を参照すること」と過去報告書の URL を追記し、参考情報を明示した。（【資料 1 - 2】P. 4/62）
- ワーキンググループ設置・開催について、事業者が作成する資料の分量や内容等が分かるように参考資料の URL を記載した。（【資料 1 - 2】P. 6/62）
- 第五次循環基本計画の第 1 回点検報告書の作成支援について、業務内容や業務量が分かるように過去の点検結果の URL を記載した。（【資料 1 - 2】P. 7/62）
- いつまでに「令和 8 年版循環白書」の原稿案を提示するか、スケジュールを補

記しイメージが湧くようにした。また参考資料として令和6年循環白書の URL を記載した。(【資料1-2】P. 7/62)

- 中央環境審議会循環型社会部会の資料作成支援において、業務量やイメージが分かるように参考資料の URL を記載した。(【資料1-2】P. 8/62)
- 確保されるべきサービスの質の設定 (【資料1-2】P. 9~10/62)
- 入札公告期間の延長
約 28 日間 (従前事業) ⇒ 約 41 日間に延長 (【資料1-2】P. 11/62)
- 引継ぎのための準備期間 (約 30 日) を確保 (【資料1-2】P. 11/62)
- 入札説明会の開催 (【資料1-2】P. 11/62)
- 評価基準の見直し (【資料1-2】P. 56/62)
 - 評価基準表・提案書に「引き継ぎ」の項目を追記し、円滑な引き継ぎが行えるようにした。
 - 「従事者の実績、能力、資格等」の配点を 10 点→5 点、「組織の実績 (類似業務 (国の基本計画作成支援・フォローアップ業務) の実績)」の配点を 15 点→5 点と低くし、現受託者に有利になることが無いようにした。
- 従前の実施状況の開示 (【資料1-2】P. 58~62/62)

3. 実施要項 (案) の審議結果について

【論点 1】 (【資料1-2】P. 5/62)

「再委託」と「再委任」の 2 種類の記載方法がでてきているが、同じ意味で使われているならば、記載を統一したらどうか。

【対応 1】

「再委託」を「再委任」に変更し、「再委任」に統一した。

【論点 2】 (【資料1-2】

市場化テスト実施に際して行った取組として、引継ぎ期間 30 日をとったということであれば、その旨を実施要項案にも明記したらどうか。

【対応 2】

実施要項案 P. 7 (P. 9/62) 「(2-9) 業務の引継ぎ」に引継ぎ期間が 30 日間とわかるよう追記した。

4. パブリック・コメントの対応について

令和6年10月1日から10月15日までパブリック・コメントを実施した結果、寄せられた意見はなかった。

以 上